

郡山市児童扶養手当障害認定医設置要綱

平成14年7月31日制定

平成22年8月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく、児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給要件に係る心身障害の状態を審査するために必要な医師（以下「障害認定医」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする

(委嘱)

第2条 障害認定医は、次の各号のすべてに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師免許を有する者。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者。
- (3) 精神的障害又は身体的障害の状態の審査に関する専門的知識を有し当該職務に理解と熱意のある者。

(職務)

第3条 障害認定医は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 手当の支給要件に係る児童、児童の父又は児童の母の心身障害の状態の認定。
- (2) 手当の心身障害の状態の認定に関し、疑義が生じた場合の医学的判断。

(勤務条件)

第4条 障害認定医の勤務は、手当の支給要件に係る認定及び医学的判断の必要が生じた都度とし、年6回以内とする。

(謝礼金)

第5条 障害認定医の謝礼金は、勤務1時間につき7,800円とする。

(任期)

第6条 障害認定医の委嘱期間は、一会計年度とし、更新することができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。